

新潟県プール条例運用要綱

第1 目的

この要綱は、新潟県プール条例（平成18年新潟県条例第66号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（平成19年新潟県規則第12号。以下「規則」という。）の適正な運用を図るために定めるものとする。

第2 適用対象

条例の適用対象は、容量50立方メートル以上の貯水槽を1つ以上設けるプールであって、多数人に水泳させる営業用のプール、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校又は同法第83条第1項に規定する各種学校において専ら幼児、児童、生徒又は学生が使用するプール（以下「学校プール」という。）、保育所用のプール、法人、団体等の厚生施設用のプールを対象とし、家庭用及びマンションなど設置者が個人的に利用するプール、単独に設置され、かつ、水泳に供しないもっぱら潜水用及び医療用等のプール、国の機関等における訓練用のプール並びに水遊び場等、特定の用途に限定されるはプールについては対象としない。

なお、容量50立方メートル以上の貯水槽と同一施設内に、幼児等を対象としたもっぱら遊戯用の貯水槽等を設置する場合にあっては、全体をプールとして取り扱うこと。

第3 開設の申請及び変更等の届出

プールの開設等については、条例及び規則で定めるもののほか、次のとおりとする。

- 1 規則第3条第7号に定める貯水槽の水質検査成績書は、規則第6条の項目について水質検査したものであること。
- 2 規則第3条第7号に定めるうがい設備、洗面設備、洗眼設備又はシャワーの水質検査成績書は、飲用に適する水であるかを検査したものであること。
- 3 規則第5条第1項及び第2項に規定する変更等の届出書は、別記第1号様式とする。
- 4 規則第8条に規定する休止等の届出書は、別記第2号様式とする。
- 5 規則第9条第1項に規定する相続による承継届出書は、別記第3号様式とする。
- 6 規則第9条第2項第2号に規定する同意書は、別記第4号様式とする。
- 7 規則第10条に規定する法人の合併による承継届出書及び規則第11条に規定する法人の分割による承継届出書は、別記第5号様式とする。

第4 プールの構造設備

プールの構造設備及び附帯設備については、条例及び規則で定めるもののほか、次のとおりとする。

- 1 プールの構造設備
 - (1) 水深の明示か所は、貯水槽本体の大きさ、水深等を考慮し、適当な数を設けること。
 - (2) プールサイド及び通路の広さは、貯水槽の大きさ、水泳者数、休憩場の大きさ等を考慮すること。また、プールサイド及び通路は溜り水ができないよう勾配をつけ排水しやすいようにすること。
 - (3) 同一貯水槽で水深の異なり、多様な年齢層による利用や多様な利用形態が見込まれる場合は、幼児が溺れる等の水泳者の事故防止のため、必要に応じて貯水槽内を柵等で区画する等の措置を講ずること。
 - (4) 水深の異なる複数の貯水槽が設置され、多様な年齢層による利用や多様な利用形態が見込まれる場合は、幼児が溺れる等の水泳者の事故防止のため、必要に応じて幼児用の貯水槽の外周を柵等で区分することが望ましいこと。
 - (5) 給水管の吐水口空間等は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）に基づき設けること。
 - (6) 貯水槽本体への新規補給水量及び時間当たりの循環水量を把握するため、専用の量水器等を設けること。
 - (7) 時間当たりの循環水量を常に把握できる専用の量水器とは、浄化設備毎のろ過流量及びろ過水量を把握できるものであること。
 - (8) 二酸化塩素を貯水槽の水の消毒に用いる場合は、プールの施設内に装置を設け、発生した二酸化塩素を連続して注入する方式のものとする。
 - (9) 浄化設備の吐水口及び取入口の数及び位置は、貯水槽の水の水質が均一になるよう設けられているこ

と。

- (10) 循環ろ過方式による浄化設備の処理水量は、水泳者数、用途に応じて決定し、1時間につき貯水槽本体の水の容量に循環水量を加えた全容量の6分の1以上を処理する能力を有すること。また、夜間、浄化設備を停止する貯水槽にあっては、1時間につき4分の1以上を処理する能力を有すること。
- (11) 循環ろ過方式による浄化設備の処理水質は、その出口における濁度が、0.5度以下であること(0.1以下が望ましいこと。)。また、循環ろ過方式による浄化設備の出口に検査の採水栓又は測定装置を設けること。
- (12) オーバーフロー水を再利用する場合であって、当該オーバーフロー水を貯水槽の水の主たる循環系統とする場合については、その循環ろ過方式の浄化設備の能力は、(10)に定める処理能力を超えるものとする。

2 プールの附帯設備

- (1) 更衣室には、衣類等を安全に保管するため、利用者数に見合った数のロッカー等を設けること。また、当該設備は、施錠できる構造が望ましいこと。
- (2) 規則別表第1台2号(1)に規定する「利用の状況を勘案して公衆衛生上支障がないと知事が認めるとき」とは、学校プールにおける利用をいい、この場合にあっては文部科学省の指導に基づき適切な対応がなされていること。
- (3) シャワー等の洗浄設備は、温水を使用する等、洗浄水の温度を適温とする措置を講ずること。なお、適温とは水泳時の気温等を考慮し、利用者が快適性を感じる温度であること。
- (4) 規則別表第1第2号(3)に規定する「飲用に適する水」とは、水道法水質基準に適合し、かつ、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.1ミリグラム以上に保持されている水であること。
- (5) 便所は、男女別に設け、水洗式の構造とすること。また、衛生的管理が容易に行える構造とし、専用の手洗いを設けること。
- (6) 適当な場所に十分な数のくずかごを備えること。
- (7) 採暖室及び採暖槽は、原則として貯水槽に隣接して設置すること。また、独立した施設として、水泳者以外が別個に利用することのないものであること。

3 その他の設備

- (1) 屋外のプールの休憩所には、直射日光を避けることができる設備を設けること。
- (2) プールサイド以外で利用者が使用する休憩所等を設ける場合は、プールサイド及び通路とはさく等で区画し、プールサイドへの入口にはシャワー等の洗浄設備を設けること。

第5 プールの維持管理

プールの維持管理については、条例及び規則で定めるもののほか、次のとおりとする。

1 管理責任者及び衛生管理者

- (1) プールの規模等の実情に応じて、管理責任者及び衛生管理者は、同一の者が兼ねても差し支えないこと。
- (2) 管理責任者及び衛生管理者は、プールにおける安全及び衛生に関する知識を持った者とし、公的な機関や公益法人等の実施する講習会等の受講により、その知識及び技能の向上に努めること。

2 貯水槽の水の管理

- (1) 水道水以外の水を原水として使用する貯水槽においては、貯水槽の原水の水質検査を、規則第6条第1号から第6号に掲げる項目について、期間を定めて開場するプールにあっては、開場期間の前後に、年間を通じて開場するプールにあっては、6月に1回以上検査することが望ましいこと。
- (2) 同一施設内に複数の貯水槽が設置されている場合にあっては、貯水槽毎に貯水槽の水の水質検査を行うこと。ただし、循環設備の循環系統が同一の場合は、この限りではないこと。
- (3) 水質検査の試料採水地点は、矩形の貯水槽では貯水槽内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置3箇所以上の水面下20cm及び循環ろ過装置の取入口付近を原則とすること。その他の形状の貯水槽では、これに準じ、貯水槽の形状に応じた適切な地点とすること。
- (4) 貯水槽の残留塩素濃度(二酸化塩素による消毒を行う場合は、残留二酸化塩素濃度及び残留亜塩素濃度)の測定について、1日3回の測定のうち1回は水泳者数の最も多いときに実施することが望ましいこと。
- (5) 貯水槽の水質検査は別表の検査方法によること。
- (6) 水泳者が多数である場合等汚染負担量が大きい場合には、水質検査の回数を適宜増やすこと。

- (7) 貯水槽の水の水質検査の結果、規則第6条に定める水質基準に不適合の場合は、補給水量の増加、換水、浄化設備の改善、消毒薬の注入量の調整その他の方法により速やかに改善を図るとともに、再検査を実施すること。
- (8) 貯水槽の温度は、原則として摂氏22度以上とし、温度が均一になるよう配慮すること。

3 プールの構造設備及び附帯設備

- (1) 年間を通じて開場するプールにおいては、年1回以上貯水槽の水を抜き、かつ、清掃、点検及び整備を行うことが望ましいこと。
- (2) 貯水槽の水の全量を入れ替えるときには、汚染物が入替え時後の貯水槽に残らないように必ず清掃するとともに、常に藻の発生の防止に努めること。
- (3) 貯水槽及びシャワー等の水の排水に当たっては、環境保全のために必要な措置を講じること。
- (4) 消毒設備は、プール開場前に運転し、水泳開始前には貯水槽全体の遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上（二酸化塩素による消毒を行う場合は、残留二酸化塩素濃度が1リットルにつき0.1ミリグラム以上0.4ミリグラム以下であり、かつ、亜塩素酸濃度が1リットルにつき1.2ミリグラム以下）になっていることを確認すること。なお、遊離残留塩素濃度は、1リットルにつき1.0ミリグラム以下が望ましいこと。
- (5) 消毒剤、水質測定に用いる試薬及び測定機器は、機能維持に支障のないように適切に保管すること。
- (6) 消毒剤として液体塩素を用いる場合は、塩素ガスが漏れること等による危害が生ずるおそれがないように、適切に管理すること。
- (7) 浄化設備は、開場期間中は1日中運転することを原則とするが、運転時間内で浄化の目的を達成することができる能力を有している場合又は周辺地域への騒音問題等で夜間やむを得ず停止させざるを得ない場合は、この限りではないこと。なお、この場合は、水質検査を適宜行うこと等により、水質の状況の変化をより詳細に把握すること。
- (8) 浄化設備の出口の濁度の検査を行い、正常に稼働していることを確認すること。
- (9) オゾン処理又は紫外線処理は、常に適正に運転を行うこと。また、オゾン処理を行う場合にあっては、貯水槽の水にオゾンが残留しないようにすること。
- (10) オーバーフロー水を貯水槽の水として再利用する場合は、十分な浄化及び消毒を行うこと。
- (11) 足洗い場及び腰洗い槽を用いる場合は、水を随時入れ換えて清浄に保ち、医薬品の承認を受けた塩素剤を用いて、遊離残留塩素濃度を1リットルにつき50ミリグラム以上100ミリグラム以下に保つこと。なお、高濃度の塩素に対して過敏症などの傾向にある利用者には、使用させず、シャワーを使用させること。
- (12) 更衣室、便所その他利用者が使用する設備は、必要に応じて消毒及び昆虫の駆除を行うこと。
- (13) 採暖槽等については、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」（平成13年9月11日健衛発第95号）に基づき、維持管理を行うこと。また、レジオネラ属菌の検査方法は、冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法によること。
- (14) 空気中の炭酸ガス及び塩素ガスの測定方法は、施設内の適切な場所を選び、床上75センチメートル以上、120センチメートル以下の位置において、検知管方式による炭酸ガス検定器、塩素ガス検定器又はこれと同等以上の性格を有する測定器を用いて行うこと。なお、施設の構造及び規模に応じて測定点を増やすこと。また、基準に適合しているか否かの判定は、測定日における使用開始から中間時、中間時から使用終了時の適切な2時点において測定し、その平均値をもって行うこと。
- (15) 利用者以外の者（監視員等は除く。）はプールサイド及び通路へは立ち入らせないこと。
- (16) 水質の維持の参考とするため、常に利用者数を把握しておくこと。
- (17) 水泳前に足洗い場、シャワー等により身体の洗浄をすることを徹底させること。また、排便等によりプールサイドを離れた場合も同様とすること。
- (18) 水泳者が衣類及び携帯物を安全かつ衛生的に保管することができるように留意すること。

4 その他

- (1) 応急救護の訓練を受けた救護員をプールサイドの適当な位置に相当数配置すること。この場合において、救護員は監視員にあてることができること。
- (2) 救護員は、貯水槽全体の安全確保にも配慮すること。
- (3) 救命具、救急薬品等は常に整備し、いつでも使用できる状態にしておきこと。
- (4) 水着その他直接肌に接する物で、利用者に貸与するものの消毒は、クリーニング所における衛生管理要領（昭和57年3月31日環指第48号）第4消毒に規定される方法によること。

(5) 遊技設備等は、常に清潔に保ち、随時点検を行うこと。

(6) 利用時間前及び利用時間終了後は、プールの構造設備及び附帯設備等を点検し、異常の有無を確認すること。また、利用時間終了後は、人畜がみだりに立ち入らないよう措置すること。

第6 小規模貯水槽の管理

容量50立方メートル以上の貯水槽と同一施設内に、容量50立方メートル未満の貯水槽（以下「小規模貯水槽」という。）を設ける場合にあつては、プールの開設者は、小規模貯水槽について、条例第4条第3項に規定する基準に適合させるよう努めるとともに、第6条第2項に規定する措置を講じなければならない。

第7 その他の管理

- 1 プールに起因する健康被害、事故等が発生したときは、直ちに保健所長に別記第6号様式により報告すること。また、その状況によっては、プールを閉鎖する等適切に措置すること。
- 2 プールの開設者は、事故に備えて従事者等の訓練を行うこと。

第8 報告及び検査

- 1 期間を定めて開場するプールにおいては開場しようとする日の10日前までに、年間を通じて開場するプールにおいては毎年5月31日までにプールの管理状況（排水口等のふたの固定状況、水質検査の結果など）について、保健所長に別記第7号様式により報告すること。
- 2 プールの開設申請後5年を超えない期間ごとに水を張らない状態で、プール本体の排水口や循環水の取水口における網、ふた等の固定状況等、通常では確認が難しい項目について検査を実施すること。

第9 身分を示す証明書

条例第10条第2項に規定する身分を示す証明書は、別記第8号様式とする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別 表

項 目	水 質 検 査 方 法
水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌及び総トリハロメタン	水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定める検査方法若しくは上水試験方法（日本水道協会編）又はこれらと同等以上の精度を有する検査方法によること。
遊離残留塩素濃度（二酸化塩素を消毒に用いる場合は、二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度）	ジエチルー p -フェニレンジアミン法（DPD法）又はこれと同等以上の精度を有する検査方法によること。
大腸菌	水質基準に関する省令に定める検査方法によること。

別記第1号様式

プール開設変更届出書

年 月 日

新潟県知事様

住所
届出者 電話番号
氏名
〔 法人にあつては、
名称及び代表者の氏名 〕

下記のとおりプール開設 許可申請書 承継届出書 の記載事項を変更した(する)ので、新潟県プール条例 第5条第1項の規定により届け出ます。

記

プールの名称				
プールの所在地		電話番号		
許可年月日		年 月 日	許可番号	第 号
変更内容	変更事項			
	変更前			
	変更後			
変更年月日		年 月 日		

添付書類 構造設備の概要を変更する場合は、変更前及び変更後の状況を明らかにする図面

別記第2号様式

プール廃止（休止・再開）届出書

年 月 日

新潟県知事 様

住所
届出者 電話番号
氏名
〔法人にあつては、
名称及び代表者の氏名〕

下記のとおりにプールを 廃止 した(する)ので新潟県プール条例第8条の規定により届け出ます。
休止
再開

記

プールの名称		
プールの所在地		電話番号
<input type="checkbox"/> 廃止	廃止年月日	年 月 日
<input type="checkbox"/> 休止	休止予定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
<input type="checkbox"/> 再開	再開予定年月日	年 月 日

別記第3号様式

プール開設承継届出書

年 月 日

新潟県知事様

住所
届出者 電話番号
氏名

下記のとおりプールの届出事項を相続により承継したので、新潟県プール条例第9条の規定により届け出ます。

記

プールの名称			
プールの所在地	電話番号		
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
被相続人	氏名		
	住所		
相続開始年月日	年 月 日		

- 添付書類 1 戸籍謄本
2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により許可経営者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

別記第4号様式

プール開設相続同意書

年 月 日

新潟県知事様

同意者 住所
氏名

下記の相続人をプールの開設者の地位を承継すべき相続人として選定することに同意します。

記

被相続人	住所	
	氏名	
相続人として選定する者	住所	
	氏名	

備考 同意書の住所及び氏名の部分は、プールの開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者以外の相続人全員が記載すること。

別記第5号様式

プール開設承継届出書

年 月 日

新潟県知事様

住所
届出者 電話番号
名称
代表者の氏名

下記のとおりプールの届出事項を承継したので、新潟県プール条例第10条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

プールの名称							
プールの所在地		電話番号					
許可年月日		年	月	日	許可番号	第	号
合併	合併により消滅した法人	名称					
		住所					
		代表者の氏名					
	合併年月日	年 月 日					
分割	分割前の法人	名称					
		住所					
		代表者の氏名					
	分割年月日	年 月 日					

添付書類 登記事項証明書

別記第6号様式

プールにおける事故・健康被害等発生状況報告届

年 月 日

保 健 所 様

住所
届出者 電話番号
氏名
〔 法人にあつては、
名称及び代表者の氏名 〕

別紙のとおり、プールにおいて事故・健康被害等が発生しましたので報告します。

別紙

1 プールの名称 _____

2 事故等発生状況

発生年月日	氏名	年齢	性別	学年又は職業	事故等の概要

3 健康被害発生状況

病名	
発生期間	年 月 日 ~ 年 月 日
患者数	人 (内訳) 幼児 人 小学生 人 中学生 人 高校生 人 成人 人
症状の概要	
医師の所見	
措置内容	

※ 患者数の内訳は、学校プールの場合はクラス別とする。

プールの管理状況報告

年 月 日

保健所長様

住所
届出者 電話番号
氏名
〔 法人にあつては、
名称及び代表者の氏名 〕

プールの維持管理状況を下記のとおり報告します。

記

1 プールの名称 _____

2 施設の点検結果

点検事項	点検結果	点検日	改善方法等
施設内の常に整頓し、水泳者が利用する場所は毎日1回以上清掃しているか。	適・一部不適・不適		
循環ろ過機、塩素滅菌機を適正に運転しているか。	適・一部不適・不適		
排水口及び循環水の取水口の網、格子状のふた等が確実に固定されているか。	適・一部不適・不適		
塩素剤等の消毒剤及びその他の薬剤を安全かつ適正に保管しているか。	適・一部不適・不適		

3 管理状況の点検結果

水質検査の結果（※1）	別紙のとおり
遊離残留塩素濃度の測定結果（※2）	裏面のとおり (管理日誌の写しでも可)

※1 直近のプール水質検査結果書の写しを添付する。

※2 ※1の水質検査実施日の直前5日分の貯水槽における遊離残留塩素濃度を記載する。

(裏)

遊離残留塩素濃度の測定結果

		時	時	時	時	時
月 日 ()	①	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
	②	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
	③	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
	④	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
	⑤	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
月 日 ()	①	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
	②	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
	③	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
	④	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
	⑤	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
月 日 ()	①	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
	②	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
	③	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
	④	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
	⑤	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
月 日 ()	①	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
	②	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
	③	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
	④	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
	⑤	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
月 日 ()	①	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
	②	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
	③	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
	④	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
	⑤	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l

(①～⑤は測定した貯水槽)

別記第8号様式（第10条第2項関係）

（表）

<p>第 号</p> <p>新潟県プール条例第10条第2項の 規定による証明書</p> <p>所属 氏名</p> <p>年 月 日生</p> <p>年 月 日交付（3年間有効）</p> <p style="text-align: center;">新潟県知事 印</p>	<p style="text-align: center;">写真 ちよう 付欄</p> <p style="text-align: center;">所属 長印</p>
---	---

（裏）

この証明書を携帯する者は、新潟県プール条例による立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりである。

新潟県プール条例抜粋
（報告の徴収等）

第10条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、プールの開設者又は第7条に規定する管理責任者に対し、プールの維持及び管理の状況その他の必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、プールに立ち入り、その構造設備若しくは第6条第2項に規定する基準の遵守状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（用紙 縦8センチメートル 横12センチメートル）